

## 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第67回）議事録

1 日時 令和5年8月29日（火）10：03～10：25

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、浅川 秀之、  
荒牧 知子、石井 夏生利  
（以上5名）

(2) 総務省

<総合通信基盤局>

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、  
渋谷 闕志彦（総合通信基盤局総務課長）

・電気通信事業部

木村 公彦（電気通信事業部長）、飯村 博之（事業政策課長）、  
柳迫 泰宏（事業政策課調査官）、  
渡部 祐太（事業政策課市場評価企画官）

(3) 事務局

片山 寅真（情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 諮問案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

(2) 議決案件

「電気通信事業政策部会決定の廃止制定」について

## 開 会

○森川部会長 おはようございます。皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、ただいまから情報通信審議会第67回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日はウェブ会議にて会議を開催しております、現時点で委員8名中5名の先生方に御出席いただいております。定足数は満たしております。

オンラインでのウェブ会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにし、お名前をいただいた後に御発言のほうをよろしく願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問案件1件、議決案件1件となります。

### (1) 諮問案件

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について

【令和5年8月28日付け諮問第28号】

○森川部会長 初めに、諮問第28号「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」について御審議をお願いできればというふうに思います。

本件は、昨日ですけれども、8月28日に総務大臣より情報通信審議会に諮問され、同日付で情報通信審議会議事規則第11条第9項の規定により本部会に付託されたものとなります。

それでは、総務省の飯村事業政策課長から御説明をお願いしますか。

○飯村事業政策課長 事業政策課長の飯村でございます。

資料につきましては、67-1-1が諮問書、1-2がその概要となっております。説明は資料1-2に基づき行わせていただきます。

それでは、1ページ目を御覧ください。今回の諮問は、令和2年の電気通信事業法、NTT法改正の3年後の見直し規定を踏まえて、情報通信分野の市場環境の変化に対応

して行うものでございます。

答申を希望する事項は7つございます。1つ目が、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像と政策の基本的方向性。2つ目が、インフラの整備・維持の在り方。3つ目が、競争ルール等の整備の在り方。4つ目が、国際展開の推進の在り方。5つ目が、研究開発の推進・成果普及の在り方。6つ目が、関係法制度の在り方。7つ目として、その他必要と考える事項としてございます。

スケジュールにつきましては、本日のこの部会で議論を行っていただき、後ほど説明のございます特別委員会で詳細を議論の上、来年の夏頃を目途に答申をいただきたいと考えております。

次のページをお願いします。このスライドは、我が国を取り巻く環境の変化をまとめたものでございます。

御案内のとおり、我が国では、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少、それから景気の長期低迷による経済的地位の低下などの構造的な課題を抱えており、我が国の国力は低下傾向にございます。また、首都直下や南海トラフ地震などの大規模災害等の自然災害リスクも高まっておりますし、ロシアによるウクライナ侵攻など安全保障環境についても厳しさを増している状況にございます。

次のページをお願いします。3ページ目は、情報通信インフラの現状をまとめたものでございます。

これも御案内のとおり、光ファイバや携帯電話の4G等についてはほぼ100%の人口カバー率を達成し、ICT基盤については世界最高レベルの水準で整備されている状況にございます。右上でございますけれども、今後は、これらを補完する形で、衛星コンステレーションやHAPSなどの非地上系ネットワークが、離島、海上、山間部の効率的なカバー手段として、また、災害時の通信手段としての普及が見込まれている状況にございます。

さらに、左下でございますけれども、近年は、コロナ禍等を契機として、DXやGXの需要が高まる中で、情報通信インフラはあらゆる社会活動を支える基盤としての役割が高まっております。

また、右下にございますように、GDPの約10%を情報通信産業が占めておりますので、その成長によって我が国全体の経済成長を牽引する役割も期待されている状況にございます。

次のページをお願いします。このスライドは、情報通信産業の構造変化をまとめたものでございます。

2000年頃まではアナログの固定電話が全盛でございました。ですので、ネットワークにつきましても、その提供に用いられるメタル回線と専用の交換機を中心としたネットワークでございました。その後、IP化、ブロードバンド化やモバイル化が進み、近年では、汎用の機械とソフトウェアで必要な機能を実現する仮想化、それから、通信事業者が自ら設備を持たず他社の設備を利用するクラウド化などが進展する状況にございまして、今後は、サービスの提供者と、そのサービスの提供に用いる設備の設置者、この両者が乖離する傾向がさらに進展することが想定されております。

また、左下の電話時代の設備については、専用の交換機で構成される中継網、電話のいわゆるPSTNにつきましても、約10年前から議論や関係者間の調整をしてきておりまして、来年にIP網に完全移行する予定となっております。残りのメタルのアクセス回線につきましても、老朽化が進展してきておりますので、これへの対応につきましても、メタル回線で提供される固定電話、いわゆるメタル固定電話の今後の扱いについて検討が必要であると考えてございます。

そして右側でございましてけれども、今後も、AIとかロボット市場の拡大、あるいはメタバース、そしてChat GPTをはじめとした生成AIの急速な普及等が見込まれております。こういった中で、ネットワークに求められる速度とか品質についてはさらに高まっていくというふうに考えております。このため、右下にございましてように、サプライチェーンリスクといった経済安全保障等が最近注目されておりますので、こういった観点についても留意した上で技術革新等を通じてネットワークのさらなる高度化、それから、その普及、こういったことが求められている状況にございます。

次のページをお願いします。このスライドは、電気通信市場の環境変化をまとめたものでございます。

2000年頃までは、アナログのメタル固定電話が中心で、契約数は左側にございまして、6,000万を超えておりました。現在は固定ブロードバンドやモバイルが競争の中心でございまして、契約数につきましては、固定ブロードバンドで2000年頃の85万から約4,500万、携帯電話につきましても6,000万弱から約2.1億という形で、それぞれ大幅に拡大している状況にございます。ただ、携帯電話サービスにつきましても、これも御案内のとおり、エンドユーザーと基地局の間、これは当然無線

ですけれども、基地局より後ろ、すなわち、基地局と局舎の間につきましては、NTT東西から借りた光ファイバで結ばれておりますので、光ファイバについては携帯電話網を支える基盤として機能している面もございます。

次に、メタル固定電話につきましては、契約数は2023年で約1,600万に減少しております。ただ、IP電話を含めた全体で見ますと、固定電話の契約数は6,000万を超えております。したがって、2000年頃とまだ同じ水準の状況でございますので、固定電話のニーズは引き続き存在していると考えられる状況でございます。

また、右側ですが、近年では仮想化・クラウド化等が進展する中で、GAFAMなどの端末レイヤーとかプラットフォームレイヤーの支配的事業者がネットワークレイヤーに進出しつつある状況でございます。左側の絵はネットワークレイヤー内での構造変化を示したものでございますが、これにとどまらず、右側の絵にございますようなレイヤー横断的な形での市場の構造変化が生じている状況でございます。

6ページ目をお願いします。このスライドは、国際展開と研究開発の関係をまとめたものでございます。

情報通信産業が経済成長を牽引するためには、さきのページの国内市場の競争環境の整備にとどまらず、旺盛な需要が見込まれる海外市場を見据えた戦略的な取組が重要となっております。我が国の情報通信産業は、残念ながら、国際競争力としては低下傾向にございます。今後、その強化のためには、Open RANなどの5G関連市場とか、トラヒックが急増する中で需要も増加しているデータセンターとか海底ケーブルといった今後拡大が見込める市場について、国際展開を戦略的に進めることが重要となっております。

また、一番右側の研究開発につきましても、数兆円規模で投資するGAFAMに比べて、我が国の事業者は1けた低い水準となっております。現在、Beyond 5Gに向けて、超高速化や省電力化等を実現するオール光ネットワーク技術の開発が極めて重要となっている状況にございます。各国での開発競争が進んでおりますので、グローバル競争も念頭に置いて、基盤的技術の研究開発を積極的に進めることが必要な状況でございます。

次のページをお願いします。ここでは、関連法制度として電気通信事業法とNTT法の概要をまとめております。

電気通信事業法で定める競争ルールは、左下の表に書いてございますけれども、アクセス回線シェアと端末シェア、これが高い事業者について、例えば、接続制度として、ネットワークの貸出しルール等を定めているものでございます。傾向としては、固定通信につきましてはアクセス回線の設置に電柱とか管路などといった線路敷設基盤が必要でございますので、規律が移動通信よりも相対的に強い状況ということでございます。

右側のNTT法につきましては、NTT持株とNTT東西の業務と責務、それから、それらの担保措置を定める特殊会社法となつてございます。ここで注意が必要なのは、NTT法は、一番下の担保措置のために必要ということではなくて、NTT持株と東西に果たすべき業務と責務があり、それを必ず行わせる会社とするためにこのNTT法は必要な法律だということでございます。担保措置につきましては、業務・責務の内容に応じて定めるため、言わば業務・責務が親亀で、担保措置は子亀と、そういう関係になっているというふうに考えております。そして、NTT法では、責務として、電話のあまねく提供責務と研究開発責務を定めるとともに、公正競争の観点からは電気通信事業に加えてNTT東西の業務範囲を限定する役割も果たしております。具体的には1999年、NTT再編がありましたけれども、このときの競争状況に応じて、旧NTTを、県内通信のみを行うNTT東西、それから長距離通信を行うNTTコミュニケーションズ、その両者に分離した上で、NTT東西については長距離通信を行えないような形でNTT法に業務範囲を限定するというようになっております。ただ、ブロードバンドなどにつきましては、昔のアナログ電話と異なりまして、これも御案内のように、そもそも県内通信と長距離通信が、サービス、料金とも分かれておりませんので、NTT東西においては県間部分を含めて特例的にNTT法上の届出を行って提供している状況でございます。

次のページをお願いします。このスライドは検討事項を改めて整理したものでございまして、まず、2030年頃に目指すべきインフラの将来像を踏まえて、今後の政策の基本的な方向性を検討いただいた上で、それを実現するための個別の政策として、インフラの整備・維持や競争ルール等の整備の在り方、それから国際展開や研究開発の推進の在り方について、電気通信事業法やNTT法の在り方を含めて御議論いただくという形で検討をお願いしたいというふうに考えてございます。

最後に、9ページをお願いします。このページは、3年前の令和2年の法改正の概要をまとめたものでございます。詳細な説明は割愛しますが、左側につきましては、

NTT東西がメタル回線が老朽化する中で不採算地域において固定電話の提供を効率的に行えるように、携帯電話を用いた固定電話の提供、いわゆるワイヤレス固定電話の提供を認めるといった改正を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○森川部会長 飯村事業政策課長、ありがとうございます。

それでは、皆様方、ただいまいただいた御説明につきまして、何か御意見あるいは御質問等ございましたら、チャット機能にてお知らせください。いかがですか。

ありがとうございます。岡田委員、お願いいたします。

○岡田部会長代理 ありがとうございます。成城大学の岡田です。

アジェンダが非常に広いようにお見受けしましたけれども、ただ、御説明いただいたように、情報通信産業を取り巻く環境が、今、急速に変化しつつあるということを踏まえますと、迅速に検討すべき重要な課題だなというふうに受け取りました。5G等を取り巻く事業環境も、今、年々どころか、月次ベースで新しいニュースがどんどん入ってくるようなイメージになっておりますし、アメリカの動向を見ても、NTTに相応するAT&Tとかベライゾンというのは非常に経営が厳しい。むしろ、T-Mobileのようなスプリントを買収した会社の経営が、ワイヤレスに非常に重点を置いた投資を進めて、非常に好調であると。また、NTNの話もありましたけれども、ディッシュ・ネットワークのような会社が新しいワイヤレス通信事業を始めるというニュースも先月ありました。

そういう事業環境が、今、激しく変化しているということを考えると、現状のNTT法とか電気通信事業法の在り方というのはやや旧態依然とした状況、こういうふうに言わざるを得ないのかなというふうに思います。そういう意味では、迅速な議論が求められている分野であろうという印象を受けました。

コメントですが、私からは以上です。

○森川部会長 岡田先生、ありがとうございます。

ほかに何か皆様方からございますか。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問等がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまいただいた御説明を了承し、本件諮問の審議を進めることとしたいと思いますが、御異議等がおありの場合はチャット機能でお知らせいただけますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件諮問につきましては、審議を進めることといたします。先ほど御説明いただきましたように、時代がかなり変わってきておりますので、本会を契機にいろいろと多角的に議論を進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

## (2) 議決案件

「電気通信事業政策部会決定の廃止制定」について

○森川部会長　それでは、続きまして、議決案件に移ります。「電気通信事業政策部会決定の廃止制定」について審議をさせていただきます。

ただいま総務省から御説明いただきました「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」の審議を進めるに当たりまして、審議すべき事項を分割して調査する新たな委員会を置くことができるといふふうに考えております。委員会の設置につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第12項の規定により、部会決定を行う必要があります。

こちらにつきまして、事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

○片山総合通信管理室長　それでは、事務局より御説明いたします。資料67-2を御覧ください。

本件は、電気通信事業政策部会における委員会の設置について、新たに通信政策特別委員会を設置するために、廃止、制定するものです。

現在、電気通信事業政策部会におきましては、接続政策委員会、ユニバーサルサービス政策委員会、電気通信番号政策委員会及び電話網移行円滑化委員会の4つの委員会を設置し、調査検討を行っているところでございます。今般、新たに、資料の1-5のとおり、通信政策特別委員会を設置しまして、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に関する調査検討を行うため、電気通信事業政策部会決定の廃止、制定を行うことを御提案いたします。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○森川部会長　ありがとうございます。こちらの御説明につきまして、いかがでしょうか。「廃止」というような文言になっていますが、意図するところは、新しく通信政策

特別委員会を設置するというような趣旨になります。いかがですか。御意見、御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、定足数も満たしておりますので、提案を了承し、新たに電気通信事業政策部会の決定第6号として制定することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議等がある場合にはチャット機能でお知らせください。

ありがとうございます。それでは、このように決定するとともに、情報通信審議会議事規則別記二第4項第1号の規定に基づき、通信政策特別委員会を設置し、調査検討を行うことといたします。

本委員会に所属する構成員につきましては、同規則別記二第4項第2号に基づき、部長が定めることとなっております。本委員会の主査につきましては、山内専門委員にお願いするとともに、本部会から大橋委員、岡田委員に御出席いただくほか、専門委員にも御出席いただき、調査検討を進めていただきたいというふうに思っております。

本委員会の構成員名簿については、後ほど審議会事務局から各委員宛てに送付するとともに、情報通信審議会ホームページでも公表することといたします。今、画面共有いただいている方々となります。

## 閉 会

○森川部会長　それでは、よろしいでしょうか。以上で本日の議題は終了となりますが、先生方から全体を通して何かございますか。

事務局から何かございますでしょうか。

○片山総合通信管理室長　事務局からも特にございません。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上で終了といたします。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局から改めて御連絡さしあげます。

以上で閉会といたします。ありがとうございました。